

Lesson

# 35 各種所得の内容（その他の所得）

## 4 給与所得（総合課税）

（途中省略）

### ●給与所得控除額の速算表

給与の収入金額		給与所得控除額
	162.5 万円以下	65 万円(最低金額)
162.5 万円超	180 万円以下	収入金額 × 40%
180 万円超	360 万円以下	収入金額 × 30% + 18 万円
360 万円超	660 万円以下	収入金額 × 20% + 54 万円
660 万円超	1000 万円以下	収入金額 × 10% + 120 万円
1000 万円超		収入金額 × 5% + 170 万円

平成 25 年分以後の所得税、平成 26 年分以後の住民税から、収入金額 1,500 万円超では 245 万円が給与所得控除額の上限となります。

\_\_\_\_\_部分が改正点です。